

学生表彰に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則第28条第2項の規定により、学生の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 校長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

2 表彰は次の種類と基準による。

種 類	基 準
優秀賞	学業成績が優秀であり、学習態度が誠実勤勉であったと認める学生
努力賞	優秀賞受賞者に準ずる学生
特別賞	人命救助、災害救助等に貢献し本校の名誉を著しく高めたと認める学生 ボランティア活動等の社会活動において、公共団体等から表彰を受けた学生 その他校長が特に表彰に価する行為があったと認める学生

(賞の決定)

第3条 表彰を厳正かつ慎重に審査し決定するため、教員会議で協議し、運営会議の審議を経て校長が決定する。

(表彰の方法及び時期)

第4条 表彰は、被表彰者の卒業式において賞状を授与して行う。ただし、特別賞にあつては校長が定めた日に行うことができる。

(附 則)

この規程は、令和 5年10月1日から施行する。
賞罰に関する規程(平成12年4月1日施行)はこれを廃止する。